

2021/12/10

第6回合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会

木材関連事業者への合法性確認に関する アンケート&ヒアリング調査結果

鮫島弘光

公益財団法人 地球環境戦略研究機関



問い

- 木材関連事業者の間で、クリーンウッド法の理解はどれぐらい浸透しているか？
- クリーンウッド法の趣旨である
 - 入荷量全量の合法性確認
 - 出荷量全量の合法性確認情報の伝達は第一種、第二種木材関連事業者にどれぐらい実施されているか？
- 事業タイプ(素材流通、加工、素材生産)ごとの違いはあるか？
- 素材生産事業者から入荷する国産材素材の合法性確認方法は？(伐採届、GL団体認定、etc)

調査方法

※今回の報告内容は、本検討会用に集計した暫定版

① アンケート調査

- 41都道府県(青森、秋田、長野、岐阜、宮崎、鹿児島の6県を除く)
- ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定団体のうち
 - 「地域を限定して事業者認定する団体(一般木材団体)」
 - 「全国の事業体を対象として認定する団体」から認定を受けている事業者
- 全認定事業者の31%の2500事業者をランダム抽出(日本木材輸入協会だけは全事業者)して送付
- 実施期間:2021/9/2-22
- 有効回答数:744(回収率29.8%)

② ヒアリング調査

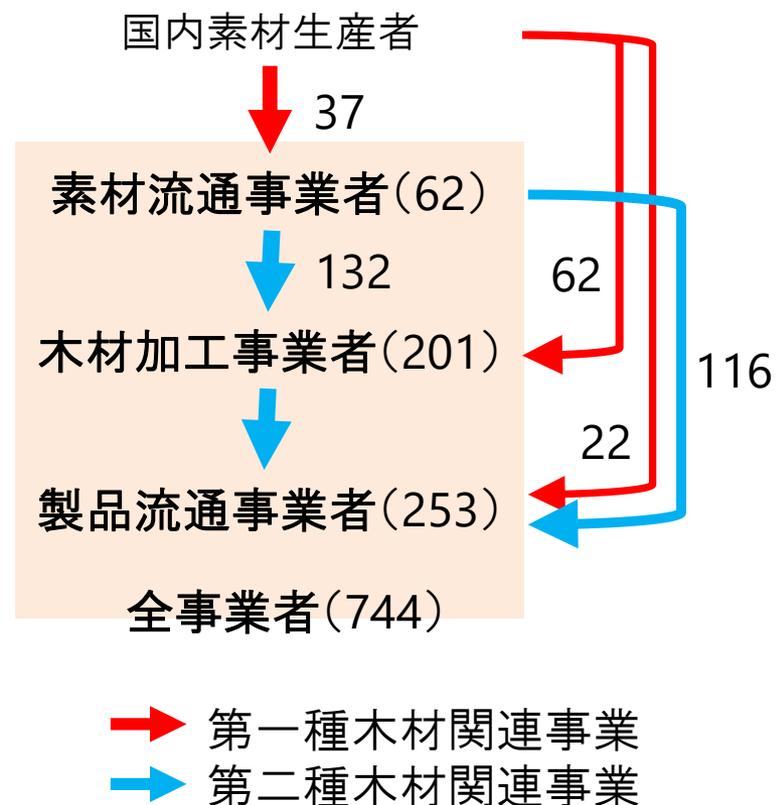
- 6県の14木材関連事業者(市場5、加工8、バイオマス発電1)、行政4
- 実施期間:2021/6/28-10/28

分析方法

主に営んでいる事業に基づく3つの「事業者タイプ」を設定

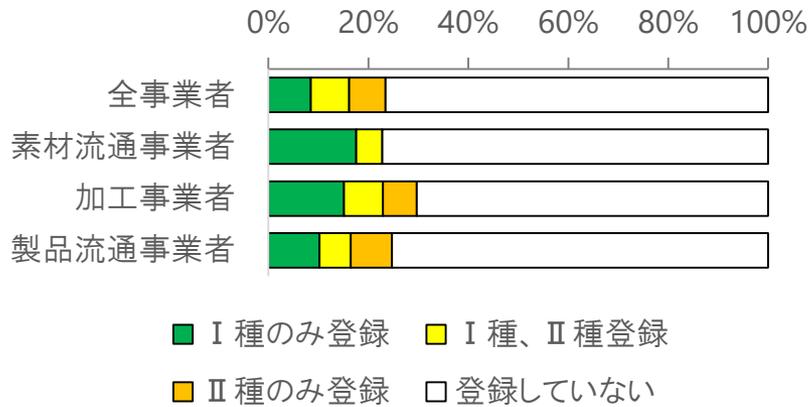
※事業者タイプ間の重複は無し

業種者タイプ	基準	事業者数
素材流通事業者	<ul style="list-style-type: none"> 営んでいる事業として、原木市売市場、丸太の流通のみを回答 または 事業ごとの販売・取扱量を回答した事業者のうち、原木市売市場、丸太の流通による販売・取扱量が全体の7割以上 	62
加工事業者	<ul style="list-style-type: none"> 営んでいる事業として、製材、単合板製造、チップ製造、その他の加工のみを回答 または 事業ごとの販売・取扱量を回答した事業者のうち、製材、単合板製造、チップ製造、その他の加工による販売・取扱量の合計が、全体の7割以上 	201
製品流通事業者	<ul style="list-style-type: none"> 営んでいる事業として、木材製品の流通のみを回答 または 事業ごとの販売・取扱量を回答した事業者のうち、木材製品の流通による販売・取扱量が、全体の7割以上 	253
全事業者		744



CW法事業者登録

事業者の割合



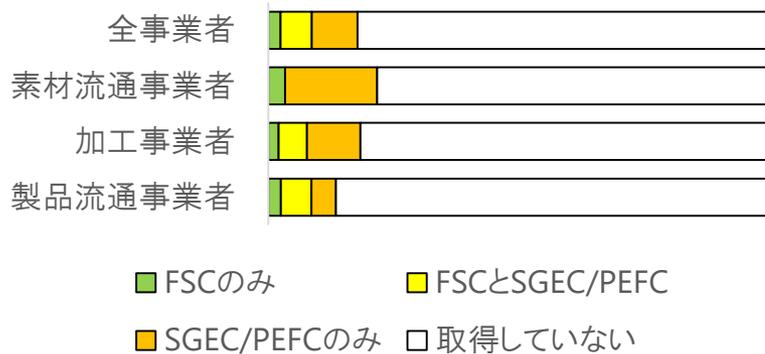
- CW法事業者登録
- ガイドラインに基づく団体認定
- 森林認証

を受けている事業者の割合は、事業者タイプ間で大きく異なる

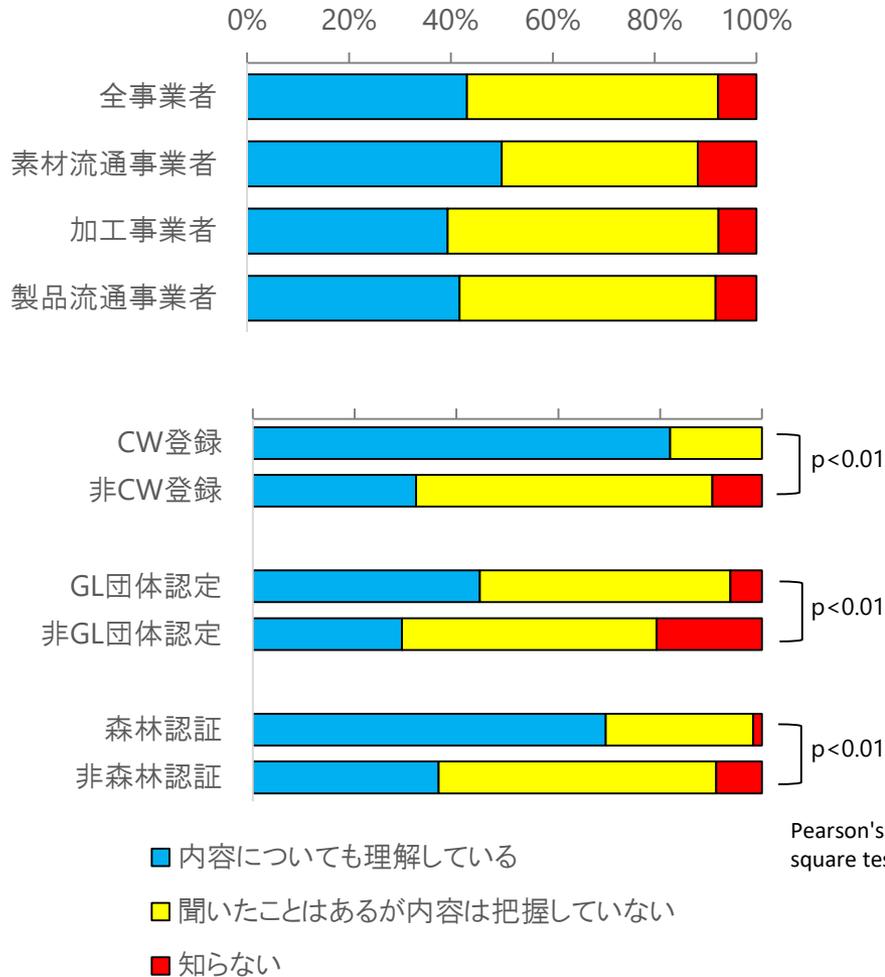
ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定(団体認定)



森林認証



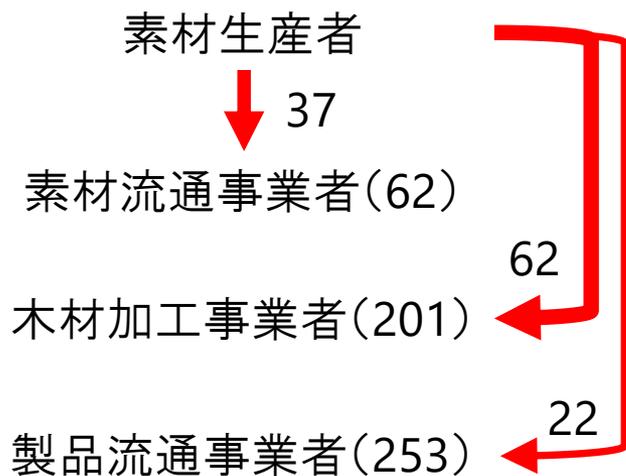
クリーンウッド法についての理解度 事業者の割合



クリーンウッド法についての理解

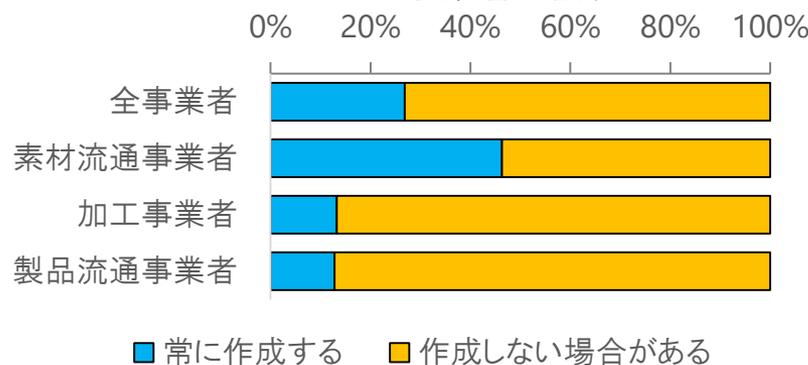
- 事業者タイプ間で大きく異なる
- CW法事業者登録、GL団体認定、森林認証取得事業者は高い

私有林由来の国産材素材を生産者から直接入荷する場合(第一種木材関連事業)の合法性確認

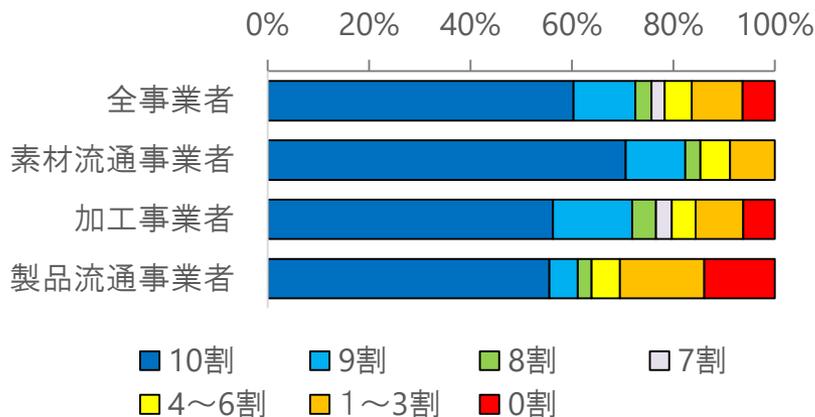


素材流通事業者 > 加工事業者 > 製品流通事業者の順で合法性確認の実施率が高い

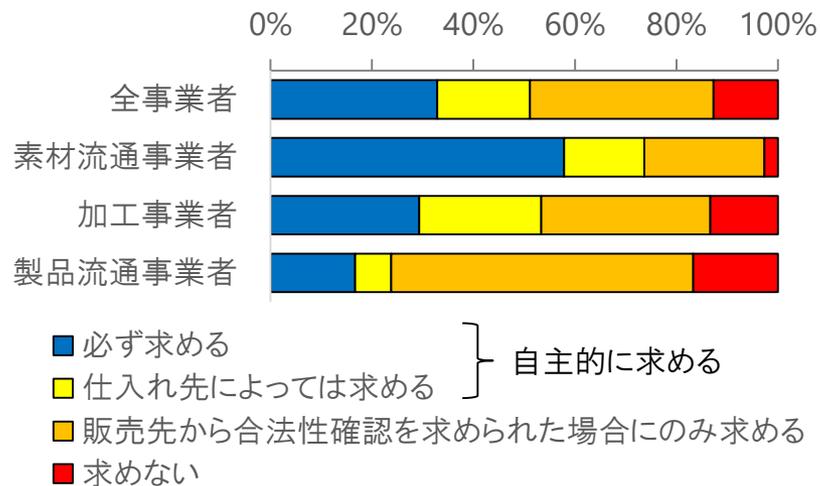
素材生産者との売買契約書の作成事業者の割合



合法性を確認できた割合事業者の割合



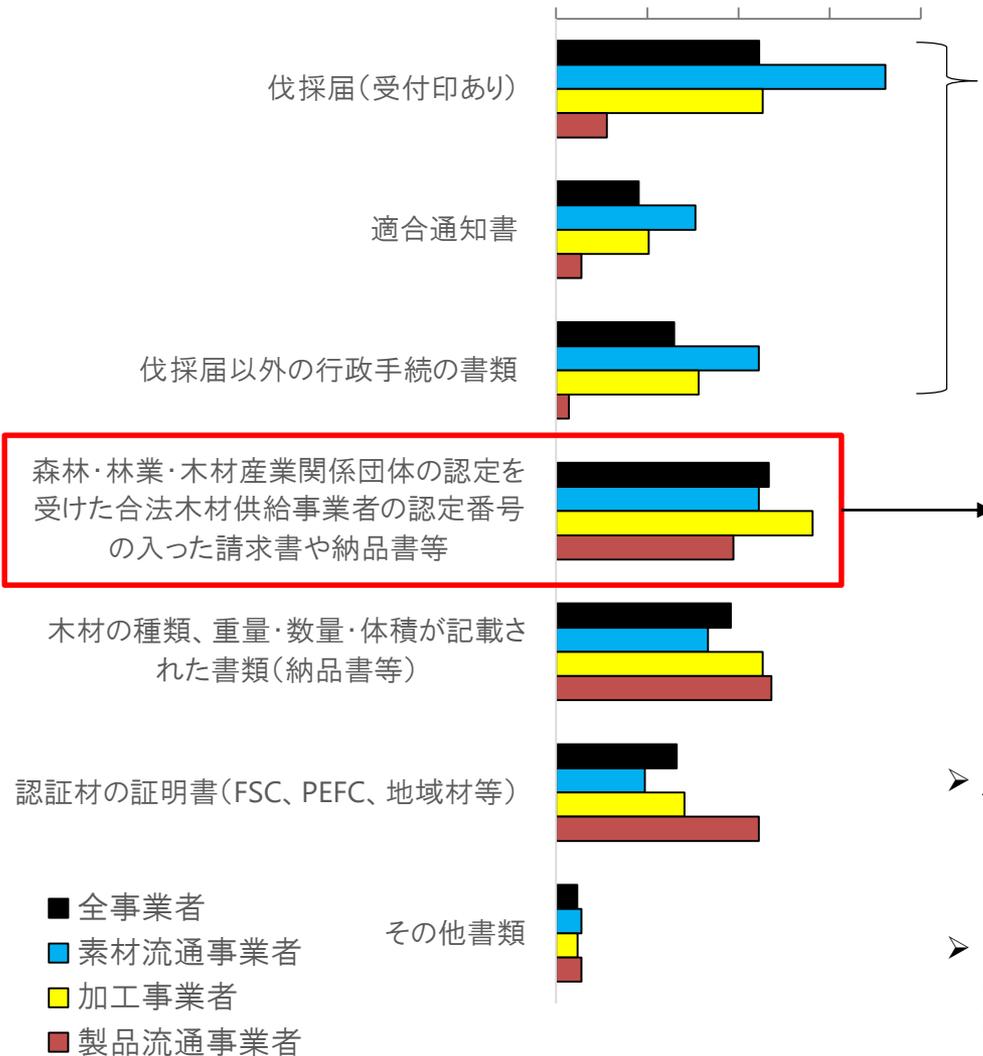
素材生産者への合法性証明書類の要求事業者の割合



私有林由来の国産材素材を生産者から直接入荷する場合(第一種木材関連事業)の合法性確認

国産材素材の合法性確認に使用される書類

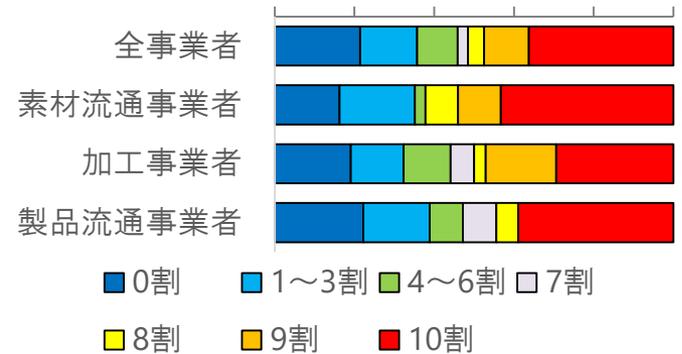
使用する事業者の割合
0% 20% 40% 60% 80%



素材流通事業者では行政手続の書類を使う割合が高い

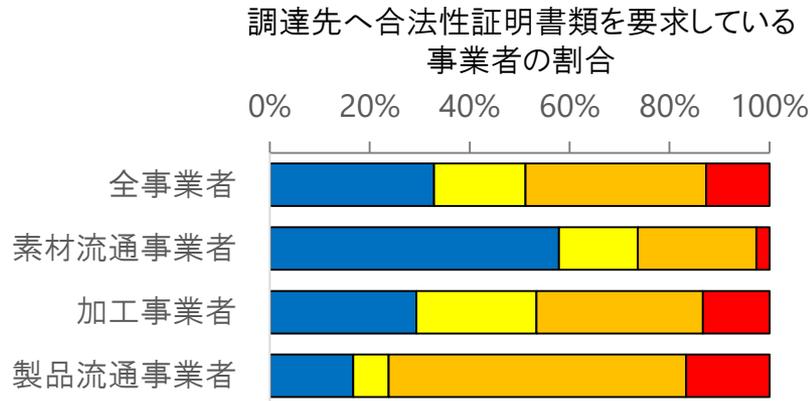
GL団体認定の書類のみを用いる割合
事業者の割合

0% 20% 40% 60% 80% 100%

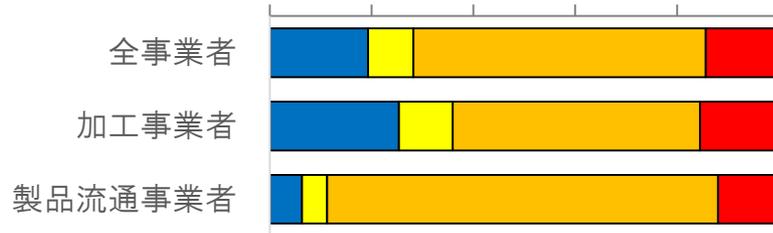


- ガイドラインに基づく団体認定番号入りの書類によって合法性確認をおこなっている事業者のうち、79%は認定番号入りの書類のみによって合法性確認を行うことがある(36%はつねに認定番号入りの書類のみ)。
- ただし、継続的な取引関係がある素材生産事業者は認定番号のみ、新規や現場が変わった事業者のみに伐採届等を求めている事業者もあり(ヒアリング結果)、取引に応じた対応をしている場合も多いと推測される。

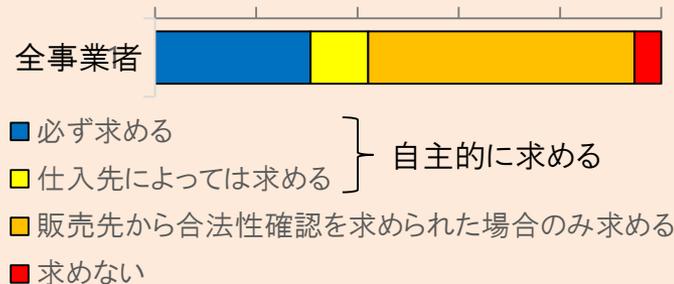
国産材素材生産者への要求(第一種木材関連事業)



国産材素材流通者への要求(第二種木材関連事業)



木材・木材製品の輸入(第一種木材関連事業)



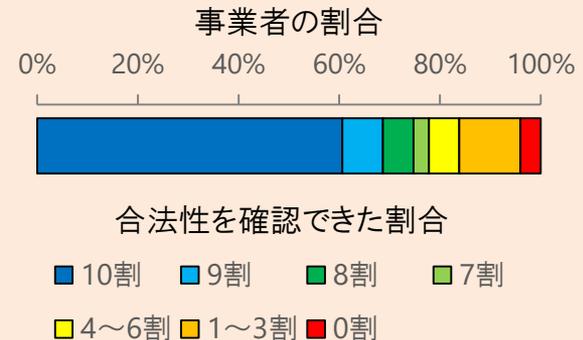
入荷時の合法性確認

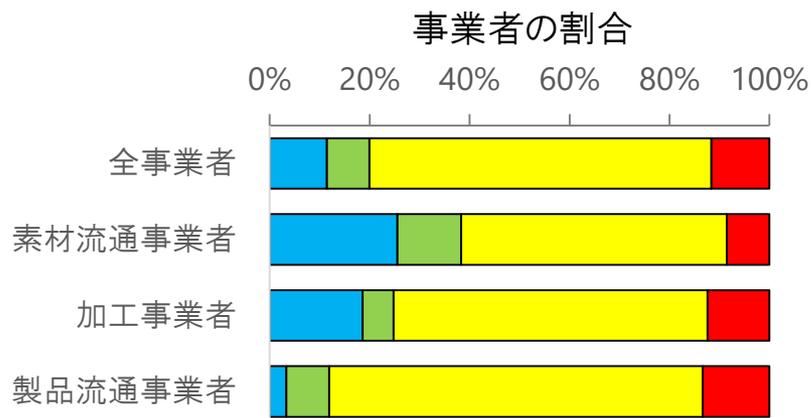
■ 国産材素材

- 全量について合法性証明書類を要求しているのは、第一種の33%、第二種の19%の事業者
- 製品流通事業者は、販売先から合法性確認を求められた場合にのみ調達先に要求する事業者が多い(第一種で60%、第二種で77%)
- 仕入先に応じた対応をしている事業者も存在

■ 木材・木材製品輸入

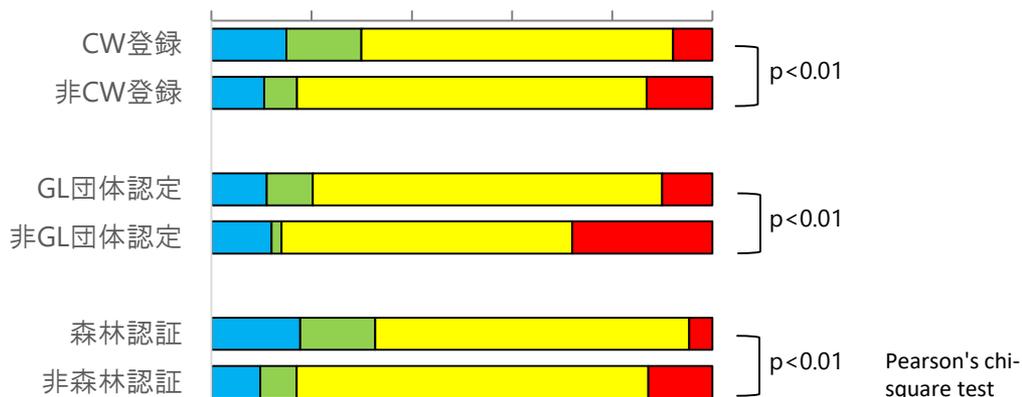
- 全量の手続きを完了しているのは、31%の事業者





販売時の伝達

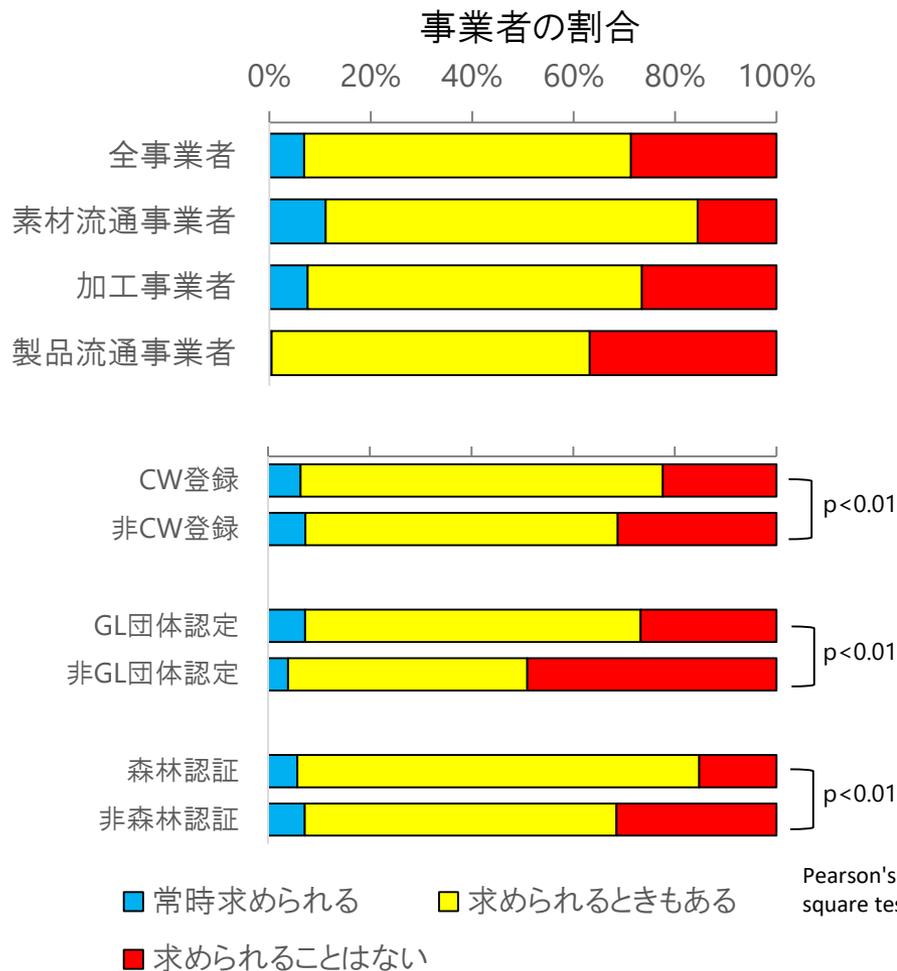
- 販売先へ合法性確認の実施状況の伝達を行っている事業者の割合は、素材流通 > 加工 > 製品流通事業者
- CW法登録事業者であっても、自主的に伝達しているのは30%
- 販売先から求められた場合は、ほとんどの事業者が伝達



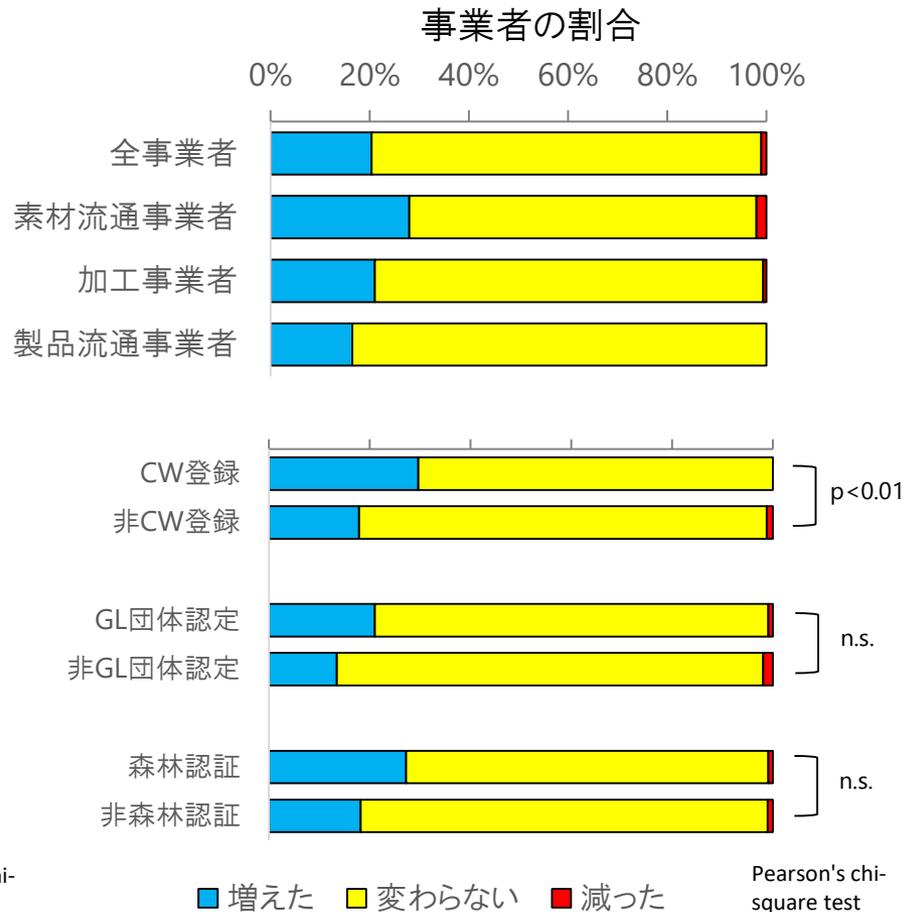
- 合法性確認が出来た場合も出来なかった場合も合法性確認の実施結果について伝達している
- 合法性確認が出来た場合にはその全量についてその旨伝達している
- 販売先に求められた場合には伝達している
- 伝達していない

} 自主的に行っている

合法性の確認が実施できた旨の書類の、 販売先からの提示要求

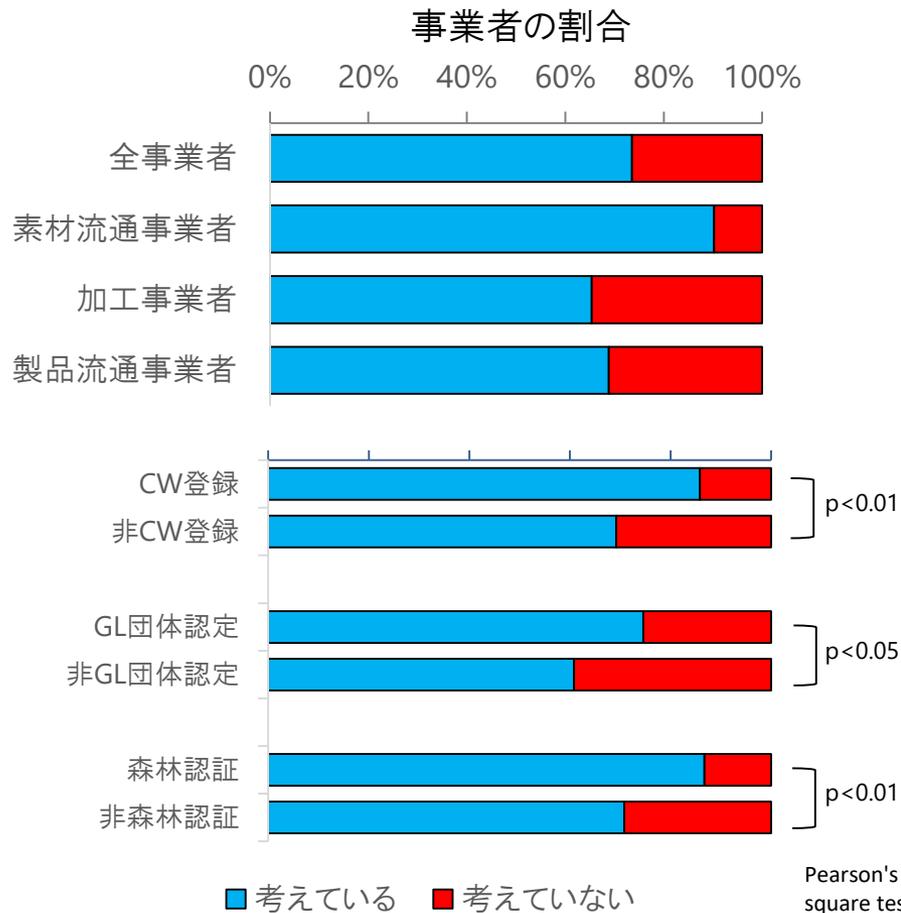


クリーンウッド法施行以降の増減

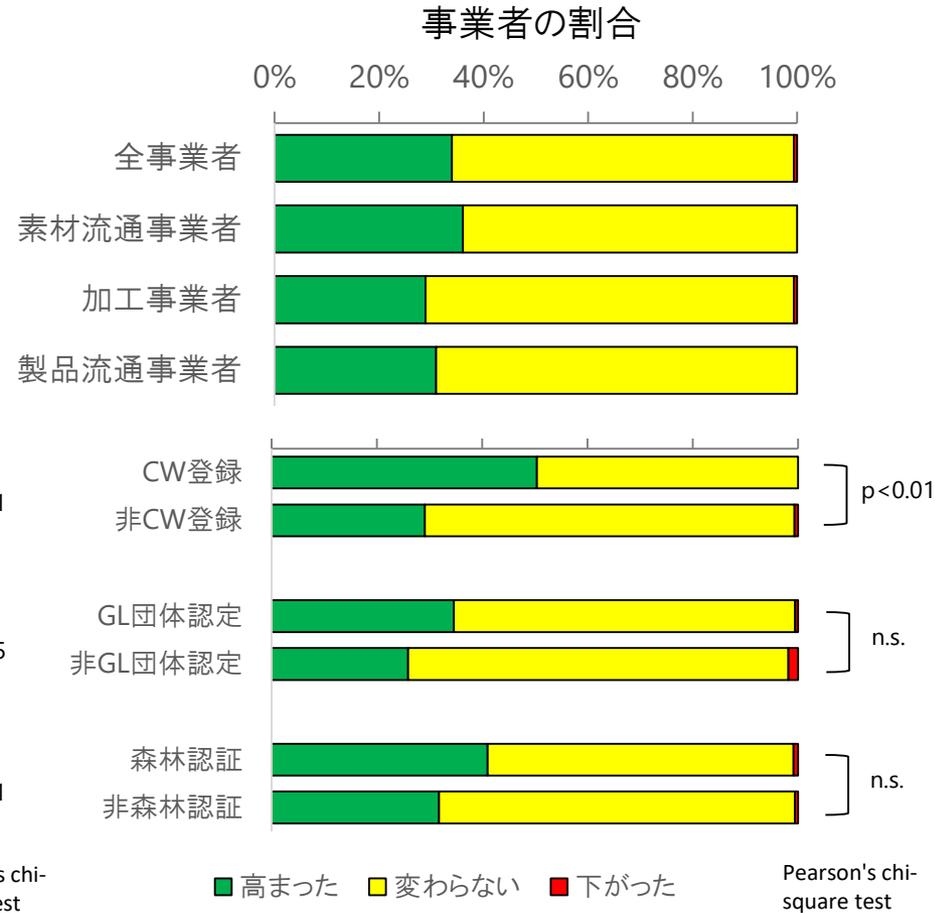


- 71%の事業者は販売時に合法性証明を求められることがある。
- 20%の事業者ではCW法施行後に増加した

木材を販売する際に、合法性を担保して販売することが重要だと考えているか



クリーンウッド法が施行以降、木材の合法性を担保する意識は高まったか



- 合法性を担保して販売することが重要と考えている事業者は素材流通が多い
- 34%がCW法施行後に意識が高まったと回答。事業者タイプ間での差はほとんどない

まとめ

① アンケート調査結果

- クリーンウッド法への理解や合法性を担保する意識の変化などは、素材流通、加工、製品流通事業者間でほとんど差はない
- しかし、素材流通＞加工＞製品流通事業者の順に合法性確認が徹底。また大規模事業者ほど実施率が高い(6県調査データ)。
- 素材流通事業者
 - 90%が、木材を販売する際に、合法性を担保することが重要と考えている
 - 74%が国産材素材の生産者からの調達(第一種木材関連事業)の際に自主的に合法性を確認(全量確認は58%)。伐採届など行政手続き書類まで確認している事業者が多い
 - 38%は販売先への合法性確認の情報伝達も自主的に行っている。
- 加工事業者、製品流通事業者
 - 合法性を担保して販売することが重要だと考えている事業者は67%
 - 国産材素材の生産者からの調達の際に自主的に合法性の確認をおこなっている事業者はそれぞれ53%(全量確認は29%)、24%(17%)
 - 製品流通では販売先への合法性確認の情報伝達を自主的に行っている事業者は12%に留まる
- 輸入事業者(第一種木材関連事業)
 - 自主的に合法性確認を行っている事業者は31%

まとめ

② ヒアリング調査結果

- 合法性確認は重要であるが、木材業界全体で合法性確認に取り組む状況が作られないと自社だけ合法性確認を強化することは難しい。
- ガイドラインに基づく団体認定や県産材認証など類似制度が併存し、分かりにくく事務作業や分別管理に手間が掛かるので、関係を整理して欲しい。